

# 山梨県公報

号外第九号

令和四年

三月四日

金 曜 日

## 目 次

### 公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第二号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月四日

山梨県公安委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

**第一条** 山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の九を第十一条の十とし、第十一条の二から第十一条の八までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の二として次の一条を加える。

(地域指導室)

第十一条の二 地域課に地域指導室を附置する。

2 地域指導室においては、第十一条第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

第二十二條第一項中「許認可管理室」の下に「、地域指導室」を加える。

第二十三條の二第一項中「許認可管理室」の下に「、地域指導室」を加える。

第二十八條の三第一項中「警察学校に」の下に「必要に応じ、」を加える。

第三十七條第二項中「五九七人」を「五九九人」に、「一九七人」を「一九六人」

に、「七九四人」を「七九五五人」に、「一、〇八五人」を「一、〇八三人」に、「九九人」を「一〇〇人」に、「一、一八四人」を「一、一八三人」に改める。

別表第一生活安全企画の部犯罪抑止の項中

「犯罪抑止

を

犯罪抑止

メラ

に改め、同表地域の部を次のように改める。

地域		地域指導室		鉄道警察隊		山岳警備安全対策隊		航空隊	
庶務・運用	企画	指導	企画	隊長補佐	隊長補佐	隊長補佐	管理飛行	整備	整備班
庶務・運用	企画	指導	企画	小隊	職務質問指導	企画・指導	管理飛行班	整備班	整備班

別表第一警備第二の部危機管理室の款中

危機管理第一	危機管理第一
危機管理第二	危機管理第二

を

に改める。

災害・富士山噴火	災害対策
実施	富士山噴火対策

### 第二条

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を次のように改正する。  
第十一条第七号中「、警察用船舶及び警察用航空機」を「及び警察用船舶」に改め

街頭防犯力  
設置促進

